

<報道発表資料>

令和4年11月11日

県立特別支援学校の学校給食における 賞味期限切れ食材の使用事案について

県立本庄特別支援学校において、賞味期限切れ食材を使用した給食を提供した事案が発生しました。

当該学校の児童生徒及び保護者にお詫び申し上げますとともに、再発防止に向け、学校給食における適切な食材管理を徹底いたします。

1 事故概要

(1) 発生日

令和4年11月10日（木曜日）

(2) 発生場所

県立本庄特別支援学校

(3) 発生原因

学校及び学校給食調理業務契約事業者の食材在庫管理及び情報共有体制の徹底不足

(4) 発覚までの経緯

(10月31日) 翌日の学校給食に使用する生クリーム（1リットル×2本・賞味期限11月6日）が食材取扱業者から学校に納品され、調理員が給食室内の冷蔵庫で保管した。

(11月 1日) 同日の学校給食献立に前日納品された生クリームを使用したが、未開封の状態で余った1本を調理員が冷蔵庫に保管した。この時点で、余った食材が冷蔵庫に保管されていることについて、校内学校給食関係者に情報共有されなかった。
これにより、廃棄等の適切な処理がされず残存した。

(11月 9日) 翌日の給食に使う生クリーム(1リットル×1本・賞味期限11月17日)が食材取扱業者から学校に納品され、給食室内の冷蔵庫で保管した。

(11月10日) 当日の学校給食献立のクリームシチューに前日納品された生クリームを使うべきところ、誤って11月6日賞味期限の生クリームを使用して調理し、12時15分から13時00分の間に児童生徒144名及び教職員92名に提供した。

(11月10日) 16時頃、調理員が食材の在庫確認のため冷蔵庫を開けたところ、11月17日賞味期限の生クリームを未開封の状態で発見し、11月6日賞味期限の生クリームの空き容器が廃棄されていることを確認。当日のクリームシチューに賞味期限切れの生クリームを使用したことが判明した。

2 事故後の対応

- ・ 昨日、学校から全校児童生徒の保護者宛てに事故の発生報告と謝罪を行うとともに、児童生徒の健康観察を依頼した。
※ 11月11日午前11時現在、健康被害の報告はない。
- ・ 本日、学校給食を実施する全ての県立学校(特別支援学校及び夜間定時制高校)及び学校給食調理業務契約事業者に対する注意喚起を行った。
- ・ 今後、学校給食を実施する全ての県立学校(特別支援学校及び夜間定時制高校)及び学校給食調理業務契約事業者に対し、在庫食材の賞味期限に関する緊急点検の実施と適切な在庫管理の徹底を指示する。